

議案

臨時代理議決  
令和6年6月5日

第19号議案

令和6年6月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する  
意見について

京都府教育委員会基本規則第17条の3第2項の規定により、別紙の  
とおり報告します。

令和6年6月11日

教育長 前川 明範



## 別 紙

令和6年6月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する  
意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和6年5月24日付け6財第56号で意見を求められました令和6年6月府議会定例会に提出される当委員会関係議案に対する意見は、下記のとおりであります。

### 記

#### 1 文化が生きる京都の推進に関する条例制定の件

異議ありません。



## 「文化が活きる京都の推進に関する条例」について

### 1 条例制定の経過

- ・京都府では平成30年度に「京都府文化力による未来づくり条例」を制定し、様々な施策を全国に先駆けて実施してきたところ
- ・一方、国において、令和5年度に文化庁の京都移転が実現するとともに、「文化芸術推進基本計画（第2期）」が策定され、文化芸術活動を取り巻く社会情勢は大きく変化
- ・これから京都府の発展には、府民の様々な活動の中に文化の力を活かすことが大切であることから、京都の文化を将来にわたり継承し、新たな文化の価値の創造につながる施策に総合的に取り組むため条例を見直し、新たな条例を制定

### 2 条例の内容

- ・基本理念、府の責務、基本指針の策定等について規定
- ・重要事項の審議等のため「文化が活きる京都推進審議会」（仮称）を設置

### 3 教育委員会に関する事項

（基本理念）

文化が活きる京都の推進として文化芸術、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他社会のあらゆる分野と有機的な連携を図ること

（基本指針）

文化芸術基本法（※）に規定する文化芸術の推進に関する事項を基本指針として策定すること

（※）文化芸術基本法（平成13年法律第148号）

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参考して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする

### 4 今後の対応

- ・令和6年12月 基本指針策定に向けて、文化生活部と指針の内容について調整
- ・指針の内容は、今後の定例教育委員会において隨時協議、報告いたします。



令和6年 岐阜府議會定例會議案

令和6年  
6月

京都府議会定例会議案目次

第1号議案	令和6年度京都府一般会計補正予算（第1号）	1
<u>第2号議案</u>	<u>文化が生きる京都の推進に関する条例制定の件</u>	5
第3号議案	京都府手数料徴収条例及び京都府薬物の濫用の防止に関する条例一部改正の件	9
第4号議案	京都府府税条例等一部改正の件	11
第5号議案	住民基本台帳法施行条例一部改正の件	17
第6号議案	個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人への寄附金を定める条例一部改正の件	19
第7号議案	京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例一部改正の件	21
第8号議案	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例一部改正の件	23
第9号議案	京都府精神保健福祉総合センター条例等一部改正の件	25
第10号議案	京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例一部改正の件	33
第11号議案	建築基準法施行条例一部改正の件	35

## 第 2 号 議 案

### 文化が生きる京都の推進に関する条例制定の件

文化が生きる京都の推進に関する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 10 日 提出

京都府知事 西脇 隆俊

#### 文化が生きる京都の推進に関する条例

京都は、長い日本の歴史における政治と文化の中心地として、四季折々の自然や気候風土と関わりながら独自の文化を育み、我が国の文化的経済的な発展に重要な役割を果たしてきた。そこでは、古くから国内外との多様な交流が活発に行われ、先人たちは、異なる文化を背景にした様々な考え方、新しい技術等を受け入れ、自らの文化を更に発展させることを繰り返す中で、現在にまで通じる京都の人々の「こころ」が培われていくこととなった。こうして育まれた京都の文化は、長く人々の暮らしの基盤となり、豊かな人間性を涵養し、地域への誇りや愛着を醸成するとともに、新しい価値の創造や技術革新の原動力となってきた。

そして、京都においては、現在では国宝、重要文化財等となっている多くの文化財、能、狂言等の伝統芸能及び茶道、華道、書道、衣食等の暮らしに根差した生活文化、並びにこれらを基盤とする伝統産業が生まれ、受け継がれてきた。さらに、南北に広がる府内の全域を見渡せば、様々な歴史的文化的地理的諸条件の下に、人々の暮らしと密接に関係し、地域社会における人と人との有機的な関わり合いの中で育まれた伝統芸能、祭り等、多様で個性があふれる地域文化が府内各地域それぞれの魅力を創り出しており、これらは、総じて、京都の文化の力として国内外の人々を惹き付ける強みともなっている。

また、これら京都の文化の力は、大学等による知の集積をもたらすとともに、京都の人々の進取の気質と相まって、多くのベンチャー企業を輩出し、伝統産業を基盤とした企業や世界規模で活躍する企業を生み出すなど、京都が、現代日本においても文化的経済的な基盤の一端を担っていることの源泉

となつており、私たちは、今後もそうちした役割を果たしていきたいと考える。

そのためには、全ての府民が大切に受け継いできた京都の文化に誇りと愛着を持つ生活することができ、及び、企業活動を含めて、府民の多様な文化的経済的諸活動に京都の文化の力を活かしていく取組の一層の推進が重要である。

このような認識の下に、社会のあらゆる分野において、京都の文化が将来にわたって継承され、現在及び将来の府民の間で大切に育まれるとともに、京都の文化に親しみ、及び京都の文化を学び、新たな価値が持続的に創造される京都を推進することにより、京都の文化の力で地域の活性化、産業の振興その他社会の持続的な発展に寄与し、並びに人ととの絆が大切にされ、及び心豊かに暮らせる温かい京都を築き、もつて国内はもとより世界に貢献していく京都の実現を目指して、この条例を制定する。

#### (定義)

第1条 この条例において「文化が生きる京都の推進」とは、社会のあらゆる分野において、京都の文化（京都において創造され、又は継承されてきた文化及びその文化的所産をいう。以下同じ。）が継承され、府民の間で大切に育まれるとともに、京都の文化に親しみ、及び京都の文化を学ぶことができる機会が提供されることその他京都の文化を活かした多様な取組が実施されることで新たな価値が持続的に創造される社会の実現に資する施策の推進をいう。

#### (基本理念)

第2条 文化が生きる京都の推進は、京都の文化の力を府民の多様な文化的経済的諸活動に活かしていくことが、地域の活性化、産業の振興その他社会の持続的な発展に寄与し、並びに人々の相互理解及び心豊かに暮らせる温かい生活の実現に資するものであることについての国内外の理解を深めることを旨として、行わなければならない。

2 文化が生きる京都の推進は、府民の自主性を尊重しつつ、府民が京都の文化に誇りと愛着を持って生活し、及び活動することができるよう、行われなければならない。

3 文化が生きる京都の推進は、国内外の多様な機会を通じて、京都の文化の力が国内外の交流の促進に資するよう、行われなければならない。

4 文化が生きる京都の推進は、文化芸術、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の社会のあらゆる分野における有機的な連携が図られるよう、行われなければならない。

(府の責務)

第3条 府は、前条に定める基本理念にのっとり、文化が生きる京都の推進に関する総合的かつ効果的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 府は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 国をはじめ国内外の文化に関する施策の推進に寄与するものとなるよう取り組むこと。

(2) 文化が生きる京都の推進において、府民、事業者並びに国及び市町村（以下「府民等」という。）が果たす役割の重要性に鑑み、それぞれの役割を踏まえた必要な情報の提供その他の必要な支援を行うとともに、府と府民等との間及び府民等相互間の連携の確保に努めること。

(基本指針)

第4条 府は、文化が生きる京都の推進の総合的かつ効果的な実施を図るために基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 文化が生きる京都の推進に関する基本的な方向に関する事項

(2) 文化が生きる京都の推進を総合的かつ効果的に実施するために必要な事項

(3) 文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2第1項に規定する文化芸術の推進に関する事項

(4) その他文化が生きる京都の推進に関する重要事項

3 府は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、文化が生きる京都推進審議会の意見を聞くとともに、府民の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。

4 府は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(連携協力体制の整備)

第5条 府は、府民等その他の関係者と連携し、及び協力して、文化が生きる京都の推進を効果的に実施するための体制を整備するものとする。（文化が生きる京都推進審議会）。

第6条 第4条第3項の規定による知事の諮問のほか、文化が生きる京都の推進に関する重要な事項の調査審議を行わせるため、文化が生きる京都推進審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、文化が活きる京都の推進に関する事項について、知事に建議することができる。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。

4 委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者の中から、知事が任命する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、規則で定める。

(調査研究)

第7条 府は、文化が活きる京都の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

(財政上の措置)

第8条 府は、文化が活きる京都の推進に関する施策の実施に必要な財政上の措置を講じるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(京都府文化力による未来づくり条例の廢止)

2 京都府文化力による未来づくり条例（平成30年京都府条例第27号）は、廢止する。

(京都府文化力による未来づくり条例の廢止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廢止前の京都府文化力による未来づくり条例（以下「旧審議会」という。）は、文化が生きる京都推進審議会となり、同一性をもつて存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第6条第4項の規定により文化が生きる京都推進審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、同条第5項の規定にかかるわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な経過措置は、規則で定める。

## 文化が生きる京都の推進に関する条例（案）・京都府文化力による未来づくり条例 対照表

条 例	
【現行条例】京都府文化力による未来づくり条例（平成30年京都府条例第27号）	文化が生きる京都の推進に関する条例（案）
目次	<p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第8条）</p> <p>第2章 文化力による未来づくりに関する基本的な施策</p> <p>第1節 文化活動を担う人づくり（第9条—第12条）</p> <p>第2節 文化の保存及び継承（第13条—第15条）</p> <p>第3節 新たな文化の創造（第16条・第17条）</p> <p>第4節 文化資源を生かした地域づくり（第18条・第19条）</p> <p>第5節 文化資源を活用した経済の活性化（第20条・第21条）</p> <p>第6節 多様な京都の文化の発信（第22条・第23条）</p> <p>第7節 文化活動を支える基盤づくり（第24条—第26条）</p> <p>第3章 京都府文化力による未来づくり審議会（第27条）</p> <p>第4章 雜則（第28条・第29条）</p> <p>附則</p>

京都は、長い日本の歴史における政治と文化の中心地として、四季折々の自然や気候風土と関わりながら独自の文化を育み、我が国の文化的経済的な発展に重要な役割を果してきた。そこでは、古くから国内外との多様な交流が活発に行われ、先人たちは、異なる文化を背景にした様々な考え方、新しい技術等を受け入れ、自らの文化を更に発展させることを繰り返す中で、現在にまで通じる京都の人々の「こころ」が

文化は、日々の生活や経済行為の中に深く根ざし、長い歴史をかけて積み重ねられ、伝えられてきた英知の結晶であり、人々に感動と希望をもたらし、豊かな人間性や創造性を育むものである。また、人々の相互の理解と交流を促進し、地域への愛着と誇りを高め、多様な価値観を受け入れ共生することにより人々の社会生活を豊かにするとともに、新たな需要と高い付加価値を創出し、社会

と調和した質の高い経済活動の源泉となるなど、文化は、多面的な力、いわゆる文化力を有している。

京都では、丹後から山城までの各地域において、自然と共生しながら、個性豊かな文化と産業が築き上げられるとともに、各地域が密接に連携することで、文化が高められてきた。また、常に内外の多様な文化を受け入れ、伝統の上に創造を積み重ねることで、人々を魅了してやまない我が国を代表する文化が形成され、優れた芸術が生まれてきた。

しかしながら、我が国の社会情勢が大きく転換し、人と人、人と地域のつながりが希薄化する中で、暮らしに潤いを与える、地域の魅力と活力の源泉となってきた個性豊かな文化の継承が難しくなりつつある。こうした中、誰もが心豊かでいきいきと暮らしこけるには、私たちは、今一度先人が育んできた文化を見つめ直し、次代への継承に努めるとともに、急速に進展する情報通信技術など新たな可能性を積極的に取り入れ、交流による文化創造を促進し、加えて、文化から生み出された価値を様々な分野で活用し、更なる文化の継承、発展及び創造につなげることで、京都の未来を築き上げていく必要がある。

このような認識の下に、文化力による未来づくりに関する基本理念を定め、府民をはじめ様々な主体と協働しながら、多様な文化の振興を図るとともに、文化力による未来づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、心豊かでより質の高い府民生活の実現及び府内各地域の活性化に寄与するため、この条例を制定する。

培われていくこととなつた。こうして育まれた京都の文化は、長く人々の暮らしの基盤となり、豊かな人間性を涵養し、地域への誇りや愛着を醸成するとともに、新しい価値の創造や技術革新の原動力となってきた。

そして、京都においては、現在では国宝、重要文化財等となつている多くの文化財、能、狂言等の伝統芸能及び茶道、華道、書道、衣食等の暮らしに根差した生活文化、並びにこれらを基盤とする伝統産業が生まれ、受け継がれてきた。さらに、南北に広がる府内の全域を見渡せば、様々な歴史的文化的地理的諸条件の下に、人々の暮らしと密接に関係し、地域社会における人と人との有機的な関わり合いの中で育まれた伝統芸能、祭り等、多様で個性があふれる地域文化が府内各地域それぞれの魅力を創り出しており、これらは、はじて、京都の文化の力として国内外の人々を惹き付ける強みともなっている。

また、これら京都の文化の力は、大学等による知の集積をもたらすとともに、京都の人々の進取の気質と相まって、多くのベンチャー企業を輩出し、伝統産業を基盤とした企業や世界規模で活躍する企業を生み出すなど、京都が、現代日本においても文化的経済的な基盤の一端を担つていてることの源泉となつており、私たちは、今後もううした役割を果たしていくことを考える。

そのためには、全ての府民が大切に受け継いできた京都の文化に誇りと愛着を持つて生活することができ、及び、企業活動を含めて、府民の多様な文化的経済的諸活動に京都の文化の力を活かしていく取組の一層の推進が重要である。

このような認識の下に、社会のあらゆる分野において、京都の文化が将来にわたつて継承され、現在及び将来の府民の間で大切に育まれるとともに、京都の文化に親しみ、及び京都の文化を学び、新たな価値が持続的に創造される文化が生きる京都を推進することにより、京都の文化の力で地域の活性化、産業の振興その他の社会の持続的な発展に寄与し、並びに人と人との絆きずなが大切にされ、及び心豊かに暮らせる温かい京

都を築き、もつて国内はもとより世界に貢献していく京都の実現を目指して、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (定義)

第1条 この条例において「文化が活きる京都の推進」とは、社会のあらゆる分野において、京都の文化（京都において創造され、又は継承されてきた文化及びその文化的所産をいう。以下同じ。）が継承され、府民の間で大切に育まれるとともに、京都の文化に親しみ、及び京都の文化を学ぶことができることの他京都の文化を活かした多様な取組が実施されることで新たな価値が持続的に創造される社会の実現に資する施策の推進をいう。

### (基本理念)

第2条 文化が活きる京都の推進は、京都の文化の力を府民の多様な文化的・経済的活動に活かしていくことが、地域の活性化、産業の振興その他社会の持続的な発展に寄与し、並びに人々の相互理解及び心豊かに暮らせる温かい生活の実現に資するものであることについての国内外の理解を深めることを旨として、行わなければならぬ。

2 文化が活きる京都の推進は、府民の自主性を尊重しつつ、府民が京都の文化に誇りと愛着を持って生活し、及び活動することができるよう、行わなければならない。

3 文化が活きる京都の推進は、国内外の多様な機会を通じて、京都の文化の力が国内外の交流の促進に資するよう、行わなければならない。

4 文化が活きる京都の推進は、文化芸術、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教

息づき、府民が誇りと愛着を持つことができる地域社会の実現が図られるこ

育、産業その他の社会のあらゆる分野における有機的な連携が図られるよう、行わ  
れなければならない。

(4) 文化に関する活動（以下「文化活動」という。）を行う者の相互の交流、  
文化活動と研究活動その他の様々な分野の活動との連携が活発に行われること  
により、新たな文化の創造が促進されること。

(5) 多様な文化が、教育、福祉、観光、まちづくり、産業、国際交流その他の  
関連分野で活用されることにより、その価値を高めるとともに、心豊かでより  
質の高い府民生活の実現及び府内各地域の活性化が図られること。

(6) 文化芸術基本法（平成13年法律第148号。以下「法」という。）の趣旨を踏  
まえ、芸術をはじめとする多様な文化の振興が図られること。

#### （府の責務）

第2条 府は、前条に定める基本理念にのっとり、文化力による未来づくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 府は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、府民、文化活動を行いう者（団体を含む。以下同じ。）、大学等（大学その他の教育研究機関をい  
う。以下同じ。）、事業者（経済団体を含む。以下同じ。）、市町村、他の都道  
府県、国等と連携し、及び協働して取り組むものとする。

（府の責務）

第3条 府は、前条に定める基本理念にのっとり、文化が生きる京都の推進に関する総合的かつ効果的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 府は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 国をはじめ国内外の文化に関する施策の推進に寄与するものとなるよう取り組むこと。

(2) 文化が生きる京都の推進において、府民、事業者並びに国及び市町村（以下「府民等」という。）が果たす役割の重要性に鑑み、それぞれの役割を踏まえた必要な情報の提供その他の必要な支援を行うとともに、府と府民等との間及び府民等相互間の連携の確保に努めること。

### (府民の役割)

第3条 府民は、自主性に基づき、日常生活において、文化に触れ、及び親しむこと等を通じて、文化の保存、継承、発展、創造又は活用に貢献する役割を果たすよう努めるものとする。

### (文化活動を行う者の役割)

第4条 文化活動を行う者は、必要に応じ、相互に連携して、文化の保存、継承、発展、創造又は活用に貢献する役割を果たすよう努めるものとする。

### (大学等の役割)

第5条 大学等は、創造性豊かな人材の育成、研究活動、当該大学等の有する専門知識、人材、設備等を生かした文化活動への支援等を通じて、文化の保存、継承、発展、創造又は活用に貢献する役割を果たすよう努めるものとする。

### (事業者の役割)

第6条 事業者は、事業活動、文化活動への支援等を通じて、文化の保存、継承、発展、創造又は活用に貢献する役割を果たすよう努めるものとする。

### (基本計画)

第7条 知事は、文化力による未来づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、文化力による未来づくりに関する施策の目標及び内容について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、京都府文化力による未来づくり審議

### (基本指針)

第4条 府は、文化が生きる京都の推進の総合的かつ効果的な実施を図るための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 文化が生きる京都の推進に関する基本的な方向に関する事項
- (2) 文化が生きる京都の推進を総合的かつ効果的に実施するために必要な事項

会の意見を聴くとともに、府民の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。

- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

#### (推進体制の整備等)

- 第8条 府は、府民、文化活動を行う者、大学等、事業者、市町村等と連携して、文化力による未来づくりを推進する体制を整備するものとする。
- 2 府は、文化力による未来づくりを推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が行う地域の特性に応じた文化の振興等に関する施策の推進に必要な情報の提供その他の支援を行うとともに、必要に応じ、市町村相互間の連携が図られるよう努めるものとする。

#### 第2章 文化力による未来づくりに関する基本的な施策

##### 第1節 文化活動を担う人づくり

#### (学校教育等における文化活動の充実)

- 第9条 府は、学校教育及び社会教育における文化活動の充実を図るため、文化に関する体験学習の充実、文化活動を行う者による学校等における文化活動に対する協力への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

#### (次世代の文化活動の充実等)

第10条 府は、次世代の社会を担う子どもや青少年（以下「次世代」という。）が行う文化活動の充実を図るため、次世代を対象とした文化に関する公演、展示等への支援、次世代による文化活動への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

2 府は、次世代の豊かな人間性を育成しため、次世代が様々な支援を受けながら、多様な文化を体験し、又は文化を創造することができる機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

#### (文化的創作物を創造する者等の育成)

第11条 府は、文化活動により生み出される多様な創作物（以下「文化的創作物」という。）を創造する者等の育成を図るため、これらの者が文化的創作物を創造し、及び成果を発表する機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

#### (高齢者、障害者等の文化活動の充実)

第12条 府は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、これらの者が文化的創作物を創造し、及び成果を発表する機会の提供、これらの者の文化活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を実施するものとする。

### 第2節 文化的創作物を創造する者等の育成

#### (地域文化の保存及び継承)

第13条 府は、地域の伝統芸能、民俗芸能、食文化をはじめとする生活文化等の保

存及び継承を図るため、これらの文化に触れ、及び身近に親しむことができる機会の提供、これらの文化に関する公演、知識及び技能の継承に関する活動への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

#### (文化財等の保存等)

第14条 府は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、有形の文化財の修復及び防災対策並びに文化財等の公開及び継承に関する活動への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

#### (歴史的又は文化的な景観の保全等)

第15条 府は、歴史的又は文化的な景観が、文化を育む上で重要な役割を果たしてきたことを踏まえ、これらの景観の保全、再生及び活用を図るため、景観の保全、再生及び活用に取り組む活動に関する情報の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

#### 第3節 新たな文化の創造

##### (文化的創作物の創造活動の活性化)

第16条 府は、文化的創作物を創造する活動の活性化を図るため、文化的創作物を創造する者が相互に交流する機会の提供、文化的創作物を創造する者と先端的な技術等を用いる産業分野その他の分野で活動する者との連携の機会の提供その他必要な施策を実施するものとする。

##### (知的資産の活用)

第17条 府は、文化的創作物を創造する活動において、技術、意匠、文化的創作物の記録等の知的資産が活用されることにより新たな価値を生み出すことを促進するため、情報の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

#### 第4節 文化資源を生かした地域づくり

##### (地域における文化活動の活性化)

第18条 府は、地域における文化活動の活性化を図るため、広く府民が多様な文化に触れ、及び身近に親しむことができる機会の提供、地域における文化に関する公演、展示等への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

##### (文化資源の観光及びまちづくりにおける活用)

第19条 府は、地域の特色ある文化資源が観光及びまちづくりにおいて活用されることを促進するため、文化資源の魅力を高める活動への支援、文化資源に関する情報の発信その他の必要な施策を実施するものとする。  
2、府は、地域の特色ある文化資源が相互に結び付けられ、広域的な観光及びまちづくりにおいて活用されることを促進するため、文化資源の魅力を高める活動を行いう者（団体を含む。）が相互に交流する機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

#### 第5節 文化資源を活用した経済の活性化

##### (文化資源の様々な分野での活用)

第20条 府は、文化資源が教育、福祉、産業、国際交流その他の分野において活用

されることを促進するため、文化的創作物を創造する者と事業者との交流の機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

#### (文化的創作物を活用した産業の振興等)

第21条 府は、京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例（平成17年京都府条例第42号）第1条に規定する伝統と文化のものづくり産業、法第9条に規定するメディア藝術を活用した産業その他の文化的創作物を活用した産業の振興を図るため、これらの産業の市場を開拓する活動への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

2 府は、文化的創作物の需要の拡大を図るため、文化的創作物の市場を開拓する活動への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

#### 第6節 多様な京都の文化の発信

##### (多様な京都の文化の理解の促進)

第22条 府は、多様な京都の文化に対する関心と理解を深めるため、多様な京都の文化に関する展示、公開その他の普及活動への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

##### (国際交流の推進)

第23条 府は、文化を通じた国際交流を推進するため、文化に係る海外との交流の機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

#### 第7節 文化活動を支える基盤づくり

(文化活動の支援体制の整備等)

第24条 府は、文化活動が活発に行われる環境を整備するため、必要に応じて文化活動に対する指導及び助言が受けられる体制の整備、個人又は民間の団体が文化活動に対して行う支援活動の促進、府民に身近な文化活動の場の充実その他の必要な施策を実施するものとする。

(文化的創作物の記録等)

第25条 府は、文化活動の振興に資するため、文化的創作物の記録及びその公開についての支援及び情報の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(顕彰)

第26条 知事は、文化の保存、継承、発展、創造又は活用に顕著な貢献をした者の顕彰を行うものとする。

第3章 京都府文化力による未来づくり審議会

(京都府文化力による未来づくり審議会)

第27条 第7条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による知事の諮問のほか、文化力による未来づくりに関する重要事項の調査審議を行わせるため、京都府文化力による未来づくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、文化力による未来づくりに関する事項について、知事に建議することができます。

(文化が生きる京都推進審議会)

第6条 第4条第3項の規定による知事の諮問のほか、文化が生きる京都の推進に関する重要事項の調査審議を行わせるため、文化が生きる京都推進審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、文化が生きる京都の推進に関する事項について、知事に建議することができます。

- 3 畠議会は、委員20人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者その他適當と思われる者の中から、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、畠議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

#### 第4章 総則

##### (調査研究)

- 第28条 府は、文化力による未来づくりに関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。
- (財政上の措置)

- 第29条 府は、文化力による未来づくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。
- (財政上の措置)
- 第30条 府は、文化力による未来づくりに関する施策の実施に必要な財政上の措置を講じるものとする。

- 附 則**
- この条例は、公布の日から施行する。

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- (京都府文化力による未来づくり条例の廃止)
- 2 京都府文化力による未来づくり条例（平成30年京都府条例第27号）は、廃止する。

(京都府文化力による未来づくり条例に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の京都府文化力による未来づくり条例第27条第1項の規定により置かれている京都府文化力による未来づくり審議会（以下「旧審議会」という。）は、文化が生きる京都推進審議会となり、同一性をもつて存続するものとする。
- 4 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第6条第4項の規定により文化が生きる京都推進審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、同条第5項の規定にかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な経過措置は、規則で定める。

